

1. 件 名：女川原子力発電所の設置変更許可申請（所内常設直流電源設備（3系統目）の設置等）に係る事業者ヒアリング
2. 日 時：令和5年11月14日 13時30分～14時35分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、宮本上席安全審査官、秋本主任安全審査官、  
片桐主任安全審査官、建部主任安全審査官、大塚安全審査官、  
中原安全審査官、平本安全審査専門職、田代審査チーム員

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 副部長、他15名

## 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

## 6. その他

提出資料：

- （1） 女川2号炉 所内常設直流電源設備（3系統目）及び固体廃棄物処理系  
固化装置の固化材変更等に伴う設置変更許可申請に係る審査スケジュー  
ール
- （2） 女川原子力発電所2号炉 発電用原子炉の設置変更（2号発電用原子  
炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（経  
理的基礎に係る部分に限る）基準への適合について（O2DS—5—1  
（改1））
- （3） 女川原子力発電所2号炉 発電用原子炉の設置変更（2号発電用原子  
炉施設の変更）に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第  
3条の2の4 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画につ  
いて（O2DS—6—1（改1））
- （4） 女川原子力発電所2号炉 発電用原子炉の設置変更（2号発電用原子  
炉施設の変更）に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第  
3条の2の4 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画の記  
載誤りについて（O2DS—6—2（改0））
- （5） 女川原子力発電所2号炉 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する  
規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る

- 品質管理に必要な体制の整備について（O2DS—8—1（改0））
- （6） 添付書類十一 比較表（O2DS—8—2（改1））
  - （7） 女川原子力発電所2号炉 発電用原子炉の設置変更（2号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について（O2DS—9—1（改1））

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁オオツカです。東北電力女川2号炉の
0:00:05	設置変更許可申請、第3電源の設置等に係るヒアリングを開始します。
0:00:11	それでは早速事業者の方から説明をお願いします。
0:00:15	はい。東北電力の木村でございます。
0:00:17	本日はですね、添付書類の3と4、そして11、あと平和目的についてご説明させていただきたいと思います。
0:00:26	あと順番はですね、添付3、11、平和目的、最後に添付書類4とさせていただきますと添付書類4におきましてはそこに資料を準備させていただいてございますが、
0:00:38	申請箇所がございますのでそれをあわせて説明させていただきたいと思います。
0:00:43	それでは添付書類3から説明させていただきます。
0:00:48	東北電力の梅津でございます。
0:00:51	それでは添付書類3、経理的基礎についてご説明いたします。資料番号ですが、大津DS5-1。
0:01:01	吉尾ご覧ください。
0:01:03	1ページをご覧ください。
0:01:09	はい。今回の審査事項ですけれども、そのものに発電用原子炉設置するために必要な経理基礎があることということで、申請書といたしましては、まず
0:01:24	工事に要する資金の額といたしまして、
0:01:27	今回の第3電源と、あと固化材の変更等合わせまして、約69億円でございます。
0:01:35	それに対しまして、
0:01:38	資金、工事に要する資金の調達計画ということでございますが、
0:01:42	今回の工事に要する資金については自己資金社債及び借入金より安定的に工事資金を確保していくということにしております。この詳細について資料1以降を用いてご説明させていただきます。
0:01:58	3ページをご覧ください。
0:02:04	はい。こちらにですね先ほど言いました69億円の
0:02:08	内訳ということで示してございます。表に示してございます。
0:02:15	さらに

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:17	2 ポツで資金調達実績及び計画ということで、
0:02:22	当社の電話がん年度からですね、令和4年度の資金調達実績及び、令和5年度の資金調達計画について、4ページに示してございます。
0:02:33	4ページをご覧ください。
0:02:37	こちらがですね、上の方の表が、
0:02:41	資金調達実績及び令和5年の計画ということでしたがその詳細となっております。
0:02:48	ちょっと米印をしているんですが、総工事資金後総資金という言葉のところに振ってございますが、これは分社後、分社化後のですね令和2年度より、
0:03:01	関係会社への
0:03:03	投融资等を工事資金含めて総資金としているということで分社化前後でちょっと言葉を使い分けている状況でございます。
0:03:12	で当初としてはですね、利益計上により内部留保の増加等により、自己資金を安定的に確保してきておりまして、今年度以降の組織は、自己資金、社債及び借入金により引き続き安定的に確保していくと。
0:03:27	ということにしております。
0:03:29	今回の工事資金669億円ということでございますが、総工事資金組織、そそう資金としましては、十分これより負けたのですね、大きい。
0:03:41	そういう1000億というオーダーでの調達ができてございますので、経理的基礎としても十分問題ないものと考えてございます。
0:03:52	あと、資料につきましては、
0:03:56	平成30年度以前の資金調達実績ということで、参考に記載してございます。
0:04:03	資料3でございますが、
0:04:06	こちら7ページでございますが、
0:04:08	これが先ほどちょっと触れました資金、
0:04:13	分社化前後の構造ということでこちらに不足する形で資料を記載してございます。
0:04:19	ポイントといたしましては分社化前後でですね、ちょっと構造が変わるんですけども、ちょっとこっちの※を振っておりますが、分社前後で外部資金、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:29	の金額は変わらないというところがございますので、そこが一つの、見ていただく観点のポイントになるかと思います。
0:04:39	はい。簡単でございますが、説明以上です。
0:04:45	はい。規制庁大塚です。それでは確認に入りたいと思います。
0:04:49	まず3ページのところなんですけど、
0:04:54	ちょっと確認だけなんですけど、
0:04:56	表のところが一番上で工事資金の、
0:05:00	右側に※がついてるんですが、
0:05:04	五名。
0:05:07	記載が、このページちょっと見当たらなくて、
0:05:11	これは何かを書こうとしていた。
0:05:14	そうなんでしょうか。
0:05:19	はい。東北電力の梅津でございます。
0:05:22	こちらのこの現状そうですね
0:05:26	特に現状によって記載は不要ではありますが、
0:05:31	はい。削除したいと思います。あと、
0:05:34	これまで何か
0:05:37	審査の中で特に独立して記載してるところがあれば補足をしたいと思います。
0:05:43	ちょっと確認して記載必要に応じ削除または修正したいと思います。
0:05:48	規制庁オオツカで承知しましたでは確認の方お願いします。
0:05:51	続きまして4ページでちょっと念のため、
0:05:55	確認しておきたいんですけど。
0:05:57	一番上の表のところ、調達の自己資金の欄があるんですけど、
0:06:03	令和3年度と令和4年度、
0:06:05	の額が、
0:06:07	電話間年度と令和2年度に比べてかなり低い電話に、4年度はマイナスになってるんですけど、
0:06:13	衛藤のためちょっとこの理由をお聞きしてもよろしいでしょうか。
0:06:20	はい。東北電力経理部の坂元と申します。よろしく願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:24	令和3年度令和4年度の自己資金、少ないもしくはマイナスになっているということですが、こちらは資金ということで、お金キャッシュの部分の数字になってございます。
0:06:34	実際企業の業績としては利益という形で会計上表現されてございますが、令和3年度4年度、弊社ですね、
0:06:46	経常赤字ですね赤字決算ということになってございまして、そうなりますとキャッシュについてもですね、基本的にですね、利益と完全にコウではありませんが、
0:06:57	収入と支出のバランスっていう面ではですね、少なくなるという形になってございます。そのためにですね、令和3年度、4年度については、少ない数字もしくはマイナスになっているということになってございます。
0:07:10	なお令和5年度以降についてはですね、
0:07:14	弊社の料金改定6月以降行っております。規制料金に関しては6月以降、10回については昨年10月以降ですね、料金改定へ行ってございまして、
0:07:26	それにより今のところ第2四半期までは黒字決算という形になってございますので、2、令和5年度以降はですね、しっかりとですね、自己資金を確保できる見通しでないかと思っております。以上でございます。
0:07:42	規制庁大塚です。ありがとうございます理解しました。
0:07:46	経理的基礎に関して私から以上ですが、ほかに確認事項等ある方いらっしゃいますか。
0:07:54	はい。ではないようですので、よろしければ次の説明をお願いします。
0:08:37	はい。
0:08:42	はい。それでは東北電力の平澤でございますよろしく願いいたします。添付書類11の方の方の説明をさせていただきたいと思えます。
0:08:50	添付書類11、変更後における発電用原子炉する施設の保安のための業務に関する品質管理に必要な体制の整備に関する説明書と、
0:08:59	ということで、こちらに関してですね、ご説明をさせていただきます。まず資料の確認でございますが二つありまして、まず、ⅡのDSの8-1ということでこちら補足説明資料、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:12	こちらを炉規則第五条第2号、2項、第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に関する関わる、品質管理に必要な体制の整備というものでございますが、こちらは
0:09:27	添付書類11の記載方針を杖示したものでありまして、
0:09:31	ものにつきましてはいわゆる品質管理、日、品管規則、
0:09:36	そしてうちの方の設計、設置許可の本文11との関連を示した資料でございます。P2以降の様式にはですね左から品管規則設置許可本文11、添付書類11としております。
0:09:49	もう一つの資料でございますがⅡのDSの8-2でございますこちら添付書類11へのですね先に許可をいただきました、2号炉、
0:10:00	特定重大事故等対象施設との比較表でございます。そういう箇所を今日、黄色としてハイライトで示しております。
0:10:08	まず、資料8-1の方についてですけれども、弊社ですね品質保証まで、マネジメントシステム、こちらはですね設置許可本文11号は変更しておりません。
0:10:18	また添付書類11についてもですね基本的な、実質的な内容に変更はございません。
0:10:23	従ってですね資料8-1のですね品管規則及び本文11号との関連には変更はございませんので、こちらの説明は割愛させていただきます、
0:10:34	資料8-2のですね、特定重大事故等対処施設からの変更点、こちらについてご説明をさし差し上げたいと思います。
0:10:44	先ほどもですね、申し通り、添付書類11、こちらのですね記載内容そのものは変更ございませんが、実績の相違、またあとですね本文全体の記載の整合、こちらをしております。
0:10:58	ということで規制の適正化を行っている、ということになります。実績の相違というところでございますが、まず、
0:11:06	4ページの方開いていただきまして、
0:11:10	こちらの中段ですね、こちらに、3-3-3、変更における、設計後すいません、設計における変更というところで、特定重大事故等対処施設特重と呼ばさせていただきますが、
0:11:25	こちら特重の方は、本申請において上記による活動を実施したということで、こちらの段階では、設計変更が生じたため、最終的な補正、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:38	こちらでですね実績を反映しています。で、今回の申請につきましてですね、これ申請時の資料でございます。作ったところですが、
0:11:50	その場合は、影響のある変更、設計変更がありませんでしたので、今のところ実績は記載しておりません。
0:11:57	しかしながらですねこれは会合で1ご指摘いただいた第3電源こちらについてですね当初からの設計を見直していますので、こちらは最終的には実績を記載したいと思っております。
0:12:08	また同じくですね実績の相違というところでございますが、次のページのP英語、5ページ目ですね、こちらの真ん中、中段にあります。3.4.4、永久供給者に対する品質監査と、
0:12:22	ということで、こちらの特重においてはですね審査中に、供給者品質監査を実施しましたので、こちらは実績として
0:12:34	入れておりますが、今回、
0:12:37	申請時にですねまだ供給者に対する品質監査を実施しておりませんので、こちらはまだ記載していない状況です。今後ですね、設計し、審査中にですね、均質監査
0:12:48	があるようでありましたら、こちら実績を載せる予定にしております。
0:12:53	はい。続いてですね本文全体の記載の整合というところでございますが、添付書類11の記載の構成というのですね、3項、こちらが今回、せえ遅刻し、変更、
0:13:05	申請の設計の実績を記載しております。
0:13:09	4項以降でその後の工事等、いわゆる瀬、設工認以降の話ですねこちらの方法を記載しています。
0:13:16	しかしながらですねやってること活動は、同じ、同様なこと、活動していますので、記載がちょっと違うところとかそうしているものを整合性をしたものでございます。
0:13:27	例えばですね3ページ目の一番下のところに、3.3.2の(2)設計のアウトプットに対する検証というところがあります。
0:13:38	こちら次のページ4ページ目に行って上段にあります。こちら大したあれでもないんですが括弧書きのところに参照と入れてあります。こちらはですね。
0:13:48	こちらの差異理由の方にも書いてありますが4.3.3- (4) ということで6ページ目のですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:13:58	4.3-3の(4)、こちらと同じように設計のアウトプットに対する検証の項目になります。こちらのところもですね、参照という括弧書きがありますので、こちらを参照としております。
0:14:11	と同じように、先ほどのところの、4ページ目の所、上段のところに、設計の、
0:14:18	ところに戻っていただきましてこちら最後の文面なんですけど、2行目からです。の最後の方に組織の要員に指示する。ただしこの検証は当該業務を直接実施した元設計者以外のものを実施させる、検証の物の話をしているんですけど、
0:14:36	こちらは先ほどの6ページ目、何回も言って申し訳ございません。6ページ目のところの、先ほどの(4)、中段から下の黄色で書いてありますが、特重のときにはですね。
0:14:47	ただ単に検証を元設計者以外のものを実施させると書いてあったので、こちらは先ほどの参考の方にも併せてですね、こちら組織大井に指示するただしこの検証は当該業務を直接実施した元設計者以外の者に実施させると。
0:15:04	いうようにですね、今回の設計のものとあと設置工認側の4、4項以降のところ、ちょっと違うところがありましたのでこちらを、基本的に記載を適正化しているところがございます。
0:15:19	はい。
0:15:20	あとは順番、順番にはちょっと大戸しゃべり
0:15:24	ご説明をしますが、同じように、句読点とかそういうところが抜けてたり、あったところですねこういうところを取ったり入れたりとかそういうものとか、例えば2ページ目のところに行ってくださいまして、すいません。
0:15:37	遮断の方に書いてありますが、こちらの3の設計活動における品質管理の実績というところの、
0:15:44	なお書きのところですが、特重の時はただ単に本文11号についてと書いてありましたが、5行目上のところにですね略称的に行か設置許可本文11号というふうに言うというふうに書いてありますので、
0:15:59	こちらは設置許可、こちらを追加して記載していると、いうような形になります。あとは、3ページのところ真ん中は、なお書きがなおになっていたりましたのでこちらは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:12	なお一つとってなおなお、基本的には、実績をなお書きにしたというふうにして、統一をししかかっております。
0:16:23	はい。以上でございます基本的には内容の変更はございませんがこのような規制の適正化後は実績の反映というところで
0:16:34	特重から変わってるところは以上でございます。説明は以上になります。
0:16:41	はい。規制庁大塚です。それでは確認に入ります。
0:16:46	あと、ちょっと私から1点だけ確認なんですけども、比較表の9ページのところをお願いします。
0:16:57	9ページの黄色い部分で、特重の方だと、原子力ボス細胞5っていう、
0:17:06	組織が書いてあるのに対して、今回の申請書だと放射線管理、
0:17:12	というふうに変ってるんですけど、
0:17:15	これは別の組織キー
0:17:19	を書いている理由っていうのは、これはあれですか申請内容に応じて変えているということでしょうか。
0:17:24	オク電力の平澤でございます。申請ごとにですね設計、いわゆる基本設計でやるときにどここのグループが関わるかということで、当社内で業務計画書というものを最初に作りました時にどれ、どの担当がどのグループがっていうところがありまして、
0:17:41	今回の場合、
0:17:44	固化材等がございますのでこちら放射線管理が入ってきております。特重がん時は放射線管理というのは基本的に基本設計側には絡んできませんでしたので、
0:17:54	最初から入っていないというような形になります。
0:17:57	なので有毒ガスとかそういう子も、もっと小さい話になりますので例えば人材育成だとか運営もなくて、例えば原子力設備、原子炉技術、
0:18:07	のみというような形とかいうところもありますので申請によってこちら辺を変わっています。以上です。
0:18:15	はい。規制庁オオツカで承知しました。
0:18:17	私からは以上ですが他に確認事項等ある方いらっしゃいますか。
0:18:28	はい原子炉規制庁の宮本です
0:18:32	こっちの方、私、大津、DS8-2の、
0:18:37	4ページの部分、これ確認なんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:41	今回 3.3. 3、設計に対する変更。
0:18:47	設計の変更が必要になった場合っていうことになってると思うんですけど、今回ちょっとどこを変更と呼ぶかというの私もちょっと認識が明確じゃないんですけど
0:18:59	要は電源の容量をふやしたり、あとはその既設配管の撤去であったりっていうのが入ってくるのでこれは設計に偏施工の変更に当たらないんでしょうか。
0:19:11	東京電力の平澤でございます先ほどもご説明した通りですねこちらの申請時のものの時のことをそのまま書いておりましたので、先ほど言ったように指針会合等で指摘がございました今回の第3電源の件ですね、こちらは、
0:19:26	最終的にきちんと変更の設計が終わって終われば、こちらは実績が最終的には補正という形で、特重のときも同じような形で、
0:19:38	ヒアリング会合の時計はまだここ、変更を書かなかったんですけども、最終的な補正で、変更ということでこのような実績を書きますか、書きましたので、今回もこのようになお書きで最終的には記載する予定でございます。
0:19:52	はいわかりましたすみません。それと3. その下の3.3. 4のこの新客新検査制度の話になってると思うんですけど、
0:20:01	これって、まあね、三つあっても別に問題ないと思うんですけど。
0:20:06	今回これ対象んなるやつはないんじゃないかなと思ったんですけどでしたっけ、東北電力の平澤でございますこれ。これは基本的にないと思ってございますがこちらの第3電源と後とあとは固化材ということで、
0:20:19	随分前から設計をしていたとかいうこともありますし、本体側と、これ筒井第3電源はですね飛跡純化絡みで関わってくるので、
0:20:30	これ、申し訳ございません、残しているというような状況でございます。
0:20:35	はいわかりました別に消す必要ないと思うんですけど実績としてどうかという確認でした。私の方は以上です。はい。徳田の平澤でございますこちら私も前から思っております、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:46	こちらですね今後新しい設計がある場合はこれは消えていくから消していこうかなというような判断でしております。以上でございます。
0:20:56	はい。
0:20:58	お願いします。
0:21:03	規制庁脇本です日本語の確認だけになるかもしれないですけど7ページのところ、すいません8-2のですね、今、7ページのところの下のところ記載。
0:21:15	記載の適正広告10服。
0:21:18	確かに郷久我中副している。
0:21:22	いると思うので、その
0:21:24	後ろの方はそうかもしれないけど、検査要領書の作成、検査体制を確立して、
0:21:33	検査要領書の作成を確立してって読むのか、検査要領書の作成、
0:21:42	実施するん、何かこれが何か、
0:21:45	続いてんのは、何かよくわかんなくて検査要領書を作成し、で、
0:21:49	言葉を聞いてるんだったらまあわかんなくもないんですけど、これペケ、記載の適正化になってるのかどうかちょっと確認したいんですけど。はい。東京電力の平沢でございます。こちらちょっと私もいろいろと悩んだところがありまして、実はこの後にありますこれ4、4項ということでこちらの設置工事以降の話が入ってるんですが、
0:22:08	設置工認側の、今特重とか、もうその前に有毒ガスとかありましたけども、そちらの書きくくりもちょっと見ながら、記載したときにですねあと他社さんですね先行プラントさんの方も見て、
0:22:20	このような記載になっていたので一旦こういうふうにしたんですがもう一度、すみません、
0:22:26	カッキー
0:22:28	方をちょっともう1回確認をして、しまして、再度、適切な書き方にしたいなと思いますので、はい。
0:22:35	こちらちょっともう一度、
0:22:38	検討させていただきたいと思います。
0:22:58	そうですねはい。東北電力平瀬でもう一度これの書き方で、他社さんも見ながらもしたんですけどちょっと、もう一度ですね1に書いて、きちんとした言葉に直したいと思います。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:13	規制庁秋本ですこれが正しいっていうんだったら別にこれでも、
0:23:19	いいですけど、ちょっと途中で見てもらって、何か違和感あれば直してもらった方がいいかもしれないと思ったぐらいですので、はい。私からは以上です。
0:23:33	はい、ほかにありますでしょうか。
0:23:38	はい。それではこちら側からの確認は以上になりますので次の説明をお願いします。
0:24:15	はい。東北電力佐川と申します。それでは資料番号大津Ds9-1、翁長原子力発電所2号炉発電用原子炉の設置変更に係る平和目的の基準への適合についてと、
0:24:29	いうところについてご説明させていただきます。説明としましては、一応前回設定しました甲斐0との比較を中心にご説明させていただきます。
0:24:39	1ページ開いていただきまして、
0:24:42	1ページ目の表のところになっております。中段の適合性のところに関しまして、今回の変更はというところの、(2)、
0:24:54	固体廃棄物処理系のプラスチック固化し固化装置を撤去し、セメント固化装置を設置することとともに、イチゴールとの共用を取り止める。
0:25:04	また、ろ過脱塩装置から発生する、使用済み樹脂及びろ過装置から発生する廃スラッジの固化処理を取り止めるという記載に変更しております。
0:25:15	こちらにつきましては、この記載につきましては、7月に提出しました、申請書の記載と合わせた記載としておりまして、従前はですね、固体廃棄物処理系の固化装置の固化材を、
0:25:30	プラスチックからセメントに変更するという記載としていたのですが、9月7日に行われました、第1回の審査会合のコメント、
0:25:40	固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等に係る申請書の変更理由を適正に修正することという、
0:25:49	コメントちょうだいしておりまして、そこを記載に合わせてですね、ここの(2)の記載に、
0:25:59	主、申請書の記載を変更する予定としておりますので、その記載に合わせてこちらの平和目的の(2)のところにつきましても、記載を変更しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:13	それ以降の2ページ目以降というところに関しましては、前回から変更なしというところになっておりまして、この申請書のフェア目的の本質に関わるような、
0:26:26	有意な変更はないというところになっております。簡単ですが以上となります。
0:26:34	はい。規制庁大塚です。それでは確認に入ります。
0:26:38	平和目的に関して何か確認事項等ある方いらっしゃいますか。
0:26:45	はい。じゃ、平和目的に関しては、確認事項ありませんので、
0:26:51	はい。
0:26:54	1ページのところ中身の話じゃないです。
0:26:57	これちょっと最終的にね、
0:27:00	すいません私も今、
0:27:02	事前に調べとけばよかったんですけど、
0:27:05	(2)の固体廃棄物処理系のプラスチッククワタイセ中撤去しているところが、
0:27:11	固体廃棄物処理系のうち、
0:27:14	プラスチックコウ対応ってうちがもしかしたら入ってた方が、
0:27:18	いいかもとちょっと思っはいるんですけど、ちょっと別件の会合での指摘事項回答が今多分最終的にまだFIXしてないところもあるので、
0:27:29	そこと多分回答を合わせたほうがいいかなと思うんで今この辺をどう、どう回答しろって言うつもりはないんですけど、ちょっとそこもあって、ここはフィックスした方がいいと思いますのでよろしくをお願いします。
0:27:40	はい。東北電力の佐川ですこちらにつきましては、審査会合の記載の状況に合わせてあわせて改正したいなと思っておりますのでその際は再度提出させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。以上です。
0:27:57	規制庁大塚です。他、特になければ、次の説明の方をお願いします。
0:28:29	はい。それでは東北電力の木村でございます。
0:28:32	添付書類の4なんですけど、今お手元、机上に配らせていただいております。II A6-2という資料。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:43	本日付の資料なんですけど、まず最初にこちらからの説明をさせていただきます具体なんですけど、添付書類4の方にですね少し記載を修正しないとイケない箇所が、
0:28:53	発見されましたので、その経緯と、状況についてまずご説明させていただきますと思います。
0:29:00	そのあとに、添付書類4の変わったところの説明を簡単にさせていただきます。
0:29:06	それでは早速ですけど6-2の資料をご覧いただければと思います。
0:29:11	まず1ポツの事案の概要と、経緯でございますが、(1)に概要を書いてございます。
0:29:19	我々7月に申請してございますこの申請書の中の添付書類4、
0:29:24	の核分裂各部し核燃料物質ウランのこの手配済みの量についてですね少し修正すべきところがあったということで、
0:29:34	下、このページの下に表があるんですけど、表をご覧いただければと思います。
0:29:41	と修正前修正後と、左右に書いてございますが、7月4日申請資料と書いたところの、上から3行目。
0:29:49	令和14年度、約1万5400トンウランと。
0:29:54	いうところがですね、右側、修正後というところなんですけど、本来は1万4100トンウランと、
0:30:05	記載されていなければいけなかったということでございます。この記載、この概要の詳細は、後程説明させていただきますが、
0:30:14	まずそれが発見した経緯なんですけど、表の上に、
0:30:18	ある括弧2なんですけど、
0:30:19	ここに記載の通りですが、前任者2人いるんですけど、配置換えになりましたですね。
0:30:26	今回のヒアリングに際しまして、新たに担当者となったものが、前任者の作業プロセスを含めまして、一連の資料の確認を年に行っていた。
0:30:37	というところ、こういった誤りを発見したということでございます。
0:30:41	発見日につきましては先週、11月の7日でございます。
0:30:46	めくっていただきまして、この事象の詳細についてご説明させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:53	まず一つ目のポツ、これ基本的なルールというか、やり方なんです すが、この核分裂物質の算定におきましては、ウラン精鉱の原材 料がこれが減る場合は、
0:31:05	ウラン精鉱量をとってというのが一つ目。
0:31:08	次天然U S V I この在庫量が減る場合は、その減少分に応じまし て、ウラン精鉱と転換役務をいう。これが二つ目。
0:31:19	最後ですが、濃縮U F V I へこの在庫量が減る場合は、減少分 に応じまして、ウラン精鉱と転換役務と、
0:31:29	濃縮役務をそれぞれ確保量から各々減少させていると、こういう 呉というかやり方でやっているんですが、
0:31:38	当社はですね、去年、令和4年に保有する各部、核燃料物質、資 産の一部、
0:31:46	これが浦野瀬、セイコーと天然U S V I、濃縮U S V I この三つ の括弧書きなんですすが、こちらを売却してございます。
0:31:57	こちらを踏まえまして、7月4日に提出した、4、これを、
0:32:03	作成するにあたっては、ウランの成功と転換役務、そして濃縮液 の確保量から、
0:32:11	それぞれの減少分を引いて、
0:32:15	最新の加工量を算出しないといけなかった。
0:32:19	というところなんですすが、
0:32:20	ウランの成功分浦野成功分については下に書いてるんですが、
0:32:25	一部、算定不足があったと、引き算をしてなかったところがあり ましたと。
0:32:31	いうことでございます。具体なんですすが、
0:32:35	四つめのポツを見ていただきたいんですが、
0:32:37	ここは声がございまして数字は申し上げられませんが、
0:32:42	まずウラン精鉱の加工量の算定におきましては、売却したウラン 精鉱分、このトン数です。
0:32:49	これは差し引かれていました。
0:32:51	しいた差し引いていたものの、天然U F V I に含まれますウラン 精鉱分のこの数字と、あと濃縮やV I に含まれる。
0:33:02	ウラン精鉱分、この数字が引かれることが少し漏れたというこ とで、
0:33:08	このUせえ天然ウラン、
0:33:12	U F V I と濃縮いうV I の子足し算したこの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:33:17	一番下から2号目の在庫量がついていうこの数字、この数字が引かれてない、つまり過大な、この分過大な数字となっているというのですが、
0:33:27	下の表を見ていただきたいんですが、
0:33:30	今申し上げた、
0:33:31	一番、
0:33:33	私営左から2行目の言うa uさんを、
0:33:37	8、
0:33:38	ここについてですね、それぞれ010203と、ウラン精鉱天然有V Iの取濃縮U Xとあるんですが、
0:33:48	本来はこの足し算した、この一番下の数字。
0:33:53	引かないといけなかったところ、
0:33:56	一番上の、
0:33:58	数字、
0:33:59	のみ引いて、赤い枠の部分を、ウランの加工量から、引き忘れて引いていなかったと。
0:34:07	というような事象でございます。
0:34:09	この件がですね、添付書類の記載とどう繋がっているんだというところなんですが、
0:34:16	ページめくっていただきまして、3ページ目、今後の対応は最後にご説明いたしますが、この4、
0:34:23	3ページ目の4ポツ、2号書いてございますが、こちらをですね、簡単に説明をさせていただきます。
0:34:31	こちらの枠は声が多いので、下の表、
0:34:35	を見ていただきたいんですが、
0:34:37	下にそれぞれ現状ということで、修正前、余っているものと、修正後の正しいところなんですが、先ほど申し上げた引き忘れ、
0:34:48	あった部分なんですが、この青い箱の部分を令和4年の部分の、
0:34:55	比木忘れがありまして、誤って、この
0:34:59	テキストで書いてございますが、この数字として上げたところ、少し余って少ない数字を引いていたと。
0:35:07	いうところで、
0:35:09	全部引き算しますと、一番下の修正後というところの赤い箱の中の、
0:35:16	令和4年の分の数字になるということでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:20	で、一番下のですね、この表の一番下の単年度の下降量を足し算していくこの数字は変わりませんので、
0:35:28	申請書に書いているのは、一番右側の、令和14年、ここに書いている、緑の箱の部分、これに当てはまる赤い箱の一番右側、
0:35:40	これが申請書に書かれるべき数字なんですが、
0:35:43	閉校スライドして、最後の申請書の記載の部分まで影響があったと。
0:35:49	ということでございます。
0:35:51	最後にですね今後、今後の対応といたしまして、このページの一番上の3ポツに書いてございます。
0:35:59	現在社内のPMS体制にも、QMS状況に基づきまして、CRコンディションレポートを発行してございます。直ちに発行いたしまして、
0:36:11	現在はですね、元原因と再発防止対策について検討しているというような状況でございます。
0:36:19	それぞれのQMSの会議体によってですね、原因、深掘りされて決まっていく状況でございますので、現在はこういう記載にさせていただきます。
0:36:31	はい。こちらはですね今回の修正しないとイケない部分の概要になります。
0:36:39	よろしければちょっとご議論いただく前にですね添付書類4の一色の説明もさせていただければと思いますので、簡単にさせていただきます。
0:36:51	資料も戻っていただきますというかもともとお渡ししてました。
0:36:55	資料のですね、
0:36:57	IDS6-1ですね、6-1。
0:37:01	改正1と書いている資料でございます。
0:37:04	こちらは本来の添付書類4の一色の資料でございますので、説明させていただきます。
0:37:11	めくっていただきますと、1ページ目2ページ目に比較表がございます。
0:37:16	黄色いところが今回変えたところで、アンダーラインがですね、左側の特重との比較として差が出ているところでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:27	アンダーラインについては年が変わったりとか、そういうところで変わっている数字でございます、黄色いハッチングしている14100というところは先ほど申し上げた、
0:37:38	修正後の数字を記載してございます。
0:37:42	1ページ目につきましては、
0:37:45	下線部のところでございます、変わっているところが、2ページ目につきましては、基本的に、一番下から1、2行目までは変わってございません。
0:37:57	一番下から2行目についてはですね、特重の段階では、すでに一部加工済みでありと。
0:38:03	いうところを書いてございますが、燃料メーカーさんにまだ燃料は新年度があったというような状況なんですが、
0:38:10	現在はすでにもう発電所に初運んでございますので、そういう記載がなくなってます。
0:38:17	あと、国内外事業者というところをですね、記載の修正ということで、国内外、加工事業者という加工を加えてます。
0:38:29	記載の適正化で、島根さんと確認した上で記載してございます。
0:38:35	それが申請書の、
0:38:37	添付書類4の内容でございます、
0:38:40	めくっていただきまして補足説明資料が続きます。
0:38:46	と3ページ目はその補足の目次なので、そして4ページ目資料1ですが、これは先ほど比較表の右側を改めて作って、
0:38:54	いるものでございますので、撮影説明は割愛いたします。
0:38:59	こっから資料2からなんですが、
0:39:03	こちら、まず資料2がですね、
0:39:06	核燃料物質の確保ということで、6スライド目に、
0:39:10	ウラン供給バランスがございます。
0:39:13	こちらが先ほどの誤りを修正したものでございまして、
0:39:17	令和5年のところの、この数字、これを直した上で、ガーッと右側に、
0:39:24	行かしてもらって令和14年度の
0:39:26	この数字を
0:39:30	添付書類4に記載してございます。
0:39:32	図面もですね、この赤い

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:35	点々、赤い実線の部分が、先ほどの引き算し忘れた分、下がって ございますので、
0:39:43	と。
0:39:44	そういう図面を修正してございます。
0:39:47	めくっていただきまして、資料3、これは転換役務の確保というこ とで、転換役務バランス。
0:39:54	そして次の4-1が、濃縮役務バランスの図面を記載してございま す。
0:40:02	最後資料5でございしますが、11スライド目、成型加工役務という ことで、
0:40:08	当社が今必要としてます成形加工機については、2サイクル分の燃 料を確保してございまして、それ以降の未契約分は、今後の契約 で確保していく予定でございします。
0:40:21	一連の説明は以上になりますので、ありがとうございました。
0:40:29	はい。規制庁大塚です。それでは確認に入ります。
0:40:33	まず
0:40:35	数字の誤りについてなんですけども、
0:40:38	これは、
0:40:40	今回の誤りっていうのは、本申請に限ってなんでしょうか。それ とも、
0:40:45	別の以前の申請にも影響するんでしょうか本申請に、東北電力の 木村でございします。本申請に限ってでございします。
0:40:54	今回、規制庁大塚です。今回比較して特重の数字は合ってるって ことで理解しました。
0:41:01	はい。ということで、補正のときにですね適切に修正の方をお願い します。
0:41:08	種修正の件、承知いたしました。
0:41:13	はい、添4について私からは以上ですが他に確認事項とあります でしょうか。
0:41:25	はい、規制庁オオツカです。録音の方再開します。
0:41:32	今回のミスは先ほど大塚からあったように、令和4年の売却分の 問題だけなので、特重の申請、
0:41:44	のところが影響はないと。
0:41:48	これはネット、あれ。
0:41:49	食事、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:57	なんで大丈夫なんだっけっていうのはそこで確認しようと思ったんですけど。
0:42:04	はい。東北電力佐藤です。
0:42:07	変更前特重の方が10月4日に許可となっておりますが、こちらのベースとしては令和4年4月時点の状況を示すものでありまして、
0:42:17	この内容を元に、令和4年9月20日にヒアリングを行いまして、令和5年、今年の5月30日に補正を行ったものとなっております。つきましては令和4年4月の時点の状況を示したものでありまして、まだ売却前であった。
0:42:32	というところから、
0:42:34	売却の影響は発生していないというものとなっております。
0:42:42	規制庁ミヤグスすみませんちょっと法令の方全部見てないからあれの4月時点っていう決まりになってるんですけど。
0:42:51	こちら起点としては
0:42:54	概ね3、
0:42:56	申請ないし補正の3ヶ月程度前。
0:43:00	とはなっておりますが、こちらの内容を作成して、
0:43:06	こちらご提案の、
0:43:08	原子力規制庁さんの方にご提示したのが、7月1日、
0:43:12	となっておりますので、令和4年4月時点の内容を記載してるものとなっております。
0:43:31	この売却がされたのが、何し令和4年何月でしたっけ。
0:43:43	商業機密なんで、ちょっと、お願いいたします。
0:43:54	はい、規制庁大塚です。録音の方を再開します。
0:43:57	添付、
0:44:01	添付4について、ほかに確認事項等ありますか。中原さんお願いします。
0:44:12	庁の中原です。
0:44:15	記載の、
0:44:16	内容について、ちょっと確認というか、教えていただきたいことがあります。資料としては今日配付された資料の方、薄いほうの資料で、
0:44:27	2ページ目、
0:44:29	なんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:30	ちよつとこの、
0:44:32	一番上の2のですね、ポチで始まっているところで、それぞれ説明がありますが、この
0:44:40	衛藤確保量をですね、算定するときには、一番下流側の濃縮U F V Iでその増減があったときには、その上流側の、
0:44:51	量についても、それぞれ
0:44:55	ーといいますか、
0:44:57	勘案すると、だから一番最上流のウラン精鉱の場合だったらそれはタカノものでいいと。
0:45:03	いうふうに理解いたしました。それでですね。
0:45:06	ポチの2番目に、三つの形態で売却しているとありました。
0:45:12	その時に、この表の見方としてこの下の下段に表がありますが、
0:45:18	ここに①②③とありますが、この斜めの数字。
0:45:22	一番だったら一つの欄しかありませんが、2番だったら一番右側、
0:45:27	3番だったら、
0:45:30	一番右側という形で、実際に倍、ここの上のポチで三つの形態で売却しているというふうに、
0:45:39	書かれているものを、具体的にそれがどれに相当するかというと、
0:45:43	その一番このマトリックスでいうと一番斜めの数字がそれぞれ売却された。
0:45:49	量だというふうな理解は違いますか。
0:45:56	東北電力の茂木です。
0:45:58	売却する際にはそれぞれ契約書の中に、この
0:46:04	それぞれですね例えば濃縮ウラン濃縮やV Iだったら、
0:46:09	ウラン精鉱部分がこの両添加分がこの量と濃縮がトン数という形でそれぞれ記載がされていますので、その三つをワンセットとして、
0:46:20	売却してると。
0:46:23	そうです。そうすると、そういう売却においても、例えば一番下流のものだったらその上流の2要素も含めて、数字込みで記載されていて、それが収支、収支というか、
0:46:35	材料に算入されるというふうに理解いたしました。
0:46:39	ご指摘の通り、それぞれです。その上でですね、今回は売却というターム入ってるんですけども、例えば

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:49	この一番、今度は3ページ目のですね、仮にこの3ページ目の表で見るときに、この表、こういった表はですね、一番下段に単年度の確保量というのが先ほどもちょっと話題で言いましたが、
0:47:02	数字がありますね。で、これ単年度に確保しないで売却のみだったらここにマイナスが入るんですか。
0:47:14	はい。こっちの表に記載はしてませんが、この下にプラマイを警察表がございまして、本の表の中でマイナスという形にさせていただいてます。
0:47:25	それで、累積の分の数字が減ってくるっていうこと。
0:47:30	ですから、単年度のところについても、当然売却だけではなくて、確保する部分もあるから、その確保と、
0:47:39	売却分を合わせたものが単年度の確保量という形で数字で出てくるというふうな理解でよろしいですか。
0:47:45	こちらについてはプラスだけを記載してまして、マイナスのところももし出た場合は、上の累積の量からマイナス。
0:47:54	という形で、差し引きをさせていただいた。
0:47:57	ので例えば令和4年の場合ですと、
0:48:00	売却してますけれども、ここで単年度でマイナスは出てこないで、上の累積のところマイナスになってる。
0:48:08	理解いただければ、
0:48:12	s 例えばこれ表のですね、
0:48:15	丸井市の方の現状という表を借りて、ちょっと説明を求めますが、例えば令和7年度のところには、単年度にプラスの数字が書かれています。
0:48:26	そうすると、私はこれは令和6年度の累積、
0:48:30	2、この単年度を足すと令和7年度の累積になっていると。
0:48:35	ふうに理解したんですが、それは正しいです。それは正しいです。はい。
0:48:41	単年度に、単純に、
0:48:45	仮に売却が多くて、各単年度の確保量がマイナスだったときには、ここにマイナスの数字が入って、累積量も、
0:48:54	減るといふふうな理解でいいんです。
0:49:00	特に茂木です。
0:49:03	先ほどもちょっと申し上げたように今、括弧量については、プラスの部分だけを記載をしておりますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:11	仮に売却でマイナスになった場合は、累積の分が、
0:49:15	減るだけで、単年度でマイナスっていう表示は出てこないというふうに、
0:49:20	何かわかりました。確認の意味で聞かせていただきましたが、この吹き出しも含めて見れば、そのことが理解できるということですよ。はい。
0:49:28	よろしく申し上げます。以上です。ありがとうございます
0:49:35	規制庁大塚です。
0:49:36	他に確認事項とよろしいですか。秋本さん申し上げます。
0:49:40	規制庁秋本ですさっき
0:49:43	大塚からのやつでホッソン申請だけですっていう話だったんですけど、念のため、本申請の中で、他にはないっていう理解でいい、いいですかそういうチェックはされてるのか。
0:49:57	されてないのか。
0:50:00	特電力も見えず、この今回、
0:50:04	ご紹介した事例以外は、間違いはありませんでした。
0:50:08	規制庁秋本ですそれはあれですか申請全部を見てチェックされたっていう理解でいいですか。
0:50:18	細井です。
0:50:22	規制庁アキモトですわかりました。あとはちょっと資料だけの話かもしれないんですけど、1ページ2ページ。
0:50:33	これちょっと
0:50:34	変更案ってすごい。
0:50:36	微妙かもしれないですけど、スズエ7を直す。
0:50:41	直されるものを書いてあるのとさっきの品質管理、テンジユウ1の話は、
0:50:50	何か、
0:50:51	今後、
0:50:53	変更があるかもしれないみたいな話をさっきしてたと思うんですけど、何か資料館でフェーズが合ってるのかどうかちょっとよくわかんなくて、
0:51:05	金、この、これは今後修正しますよっていう話だと思うんですけど、さっきの、
0:51:12	8-1とか、
0:51:15	8-2かは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:51:17	今後修正するんだったら何か同じフェーズでいいんじゃないのかなと思ったんですけど、何かあれですか、もう担当者帰っちゃってるから。
0:51:27	わかりませんって感じですか。
0:51:29	多くのキムラです。このロックシリーズ、添付書類4については、やはり修正すべきという事案が発生しましたので、そこは、
0:51:39	そこはあえて今回書かさしていただいて、
0:51:43	出ましたはい。
0:51:48	すいません東北電力佐藤ですけども
0:51:54	適切な取り扱いじゃなかったものそれから設計変更があったものをいづれにしても同じ、変更するという意味では同じなので、今お示ししている内容には差があるということは、その通りだと思いますので、
0:52:11	この資料については、統一をするようにします基本的には直すじゃ事由があってそういった時、状況にあるものについては同じように変更案をお示ししてっていう形が適切と考えますので、
0:52:24	次回修正したものを提出させていただきたいと思ってます。はい。すいません。
0:52:49	はい。規制庁大塚です他に確認事項とありますでしょうか。
0:52:55	はい。
0:52:56	それではこちら側からの確認は以上になります。衛藤。それでは最後スケジュールの方ですかね。
0:53:03	ご説明の方お願いします。
0:53:08	9 電力の木村でございます。
0:53:11	A4 横のスケジュールでございますが、前回、
0:53:15	からですね変えさしていただいたところを説明させていただきます。
0:53:19	まずですね 12 月上旬の丸野審査会合後に、2 回ほどヒアリングを追加させていただいてございます。
0:53:28	12 月の末と 1 月中旬、
0:53:31	に一度させていただきました。
0:53:34	そして前回はですね、許可のタイミングを 3 月末希望とさせていただきましたが、
0:53:41	1 ヶ月シライさせていただきました、4 月下旬許可という希望とさせていただきます、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:47	それに向けた補正につきましても
0:53:51	2ヶ月ほど前というところを目標に、2月下旬保守、補正という、
0:53:58	スケジュールにさせていただきました。説明は以上です。
0:54:05	はい。規制庁大塚です。それでは確認に入りたいと思います。
0:54:12	処分時期が前回から
0:54:15	1ヶ月後に行った理由なんですけど、もうちょっと詳細に
0:54:21	説明をしてください。
0:54:25	と。
0:54:26	東北電力の木村でございます。今の現状、前回はアドバイスと、 前回もご指摘いただいてたかと思うんですが現在の状況を踏まえ まして審査会合の後にもですね、
0:54:37	やはりご説明の機会が必要かなと思いました。それで2回ほど入 れさしていただいて、それに伴いましてこの
0:54:46	1、1ヶ月強延びることによりまして、許可を延ばさせの希望を述 べさせていただくとともに、あと補正に向けてですね、補正から 許可までの期間、
0:54:58	を考慮いたしまして、この期間にさしていただいてございます。
0:55:03	以上です。
0:55:07	はい。規制庁大塚です。
0:55:09	はい。理解しました。当初のヒアリングの見込みが少し甘かった というところで、今回スケジュール変更したというところで、
0:55:17	はい、理解しました。一方で、今日の
0:55:21	添付34とか、添付11とか平和目的のヒアリングについても、
0:55:26	今日までの予定に書いてないんですけども、今日、
0:55:30	コメントが残ったと思うので次のヒアリングを入れ込むようお願い いたします。
0:55:37	東北電力、木村です。はい。本日のコメントをいただいた分につ いてはまた入れさせていただきたいと思います。
0:55:45	以上です。
0:55:48	規制庁大塚です。私からは以上ですが、スケジュールに関して他 にありますでしょうか。
0:55:56	はい富山です。今大塚からあった4月と2月の話で、2月の下旬に 補正を目標にされているということは、当然1月中に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:07	すべての条文というか、第3電源もここあたりのやつもフィックスさせるとい認識を多分持っていたかなきゃいけないと思っています。
0:56:19	なので12月に予定されてる2回というのは、しっかり資料を作り込んでいただかないと、
0:56:29	できでき上がってから紙資料の内容に不足があればそれが相当数の場合はイトウ中当然1月の1月22の中だけじゃなくて、そのあともっていう形になるので、
0:56:40	当然補正の時期っていうのは別に補正の時期は事業者の自由ですので構いませんけども、我々はそういう意図で、意味で、
0:56:50	しっかりした資料を作っていたかないと、
0:56:54	そこまでのスケジュールっていうのは、確保できないと思いますので十分注意してください。以上です。
0:57:02	東北電力の木村でございます。承知いたしました。はい。しっかりした資料に努めます。
0:57:09	以上です。
0:57:21	はい、規制庁オオツカですほかにスケジュールに関して、
0:57:25	確認事項ありますでしょうか。天野さん、お願いします。
0:57:31	すいません規制庁の天野ですけど、ちょっと改めての確認になるかもしれないんですけどスケジュール表を見ると、
0:57:39	時間がかかっているのが⑤のテンパチ第3、J Cと⑥の
0:57:46	テンジュウですか、これも第三次イシイで、⑦のテンパチ、9オカダ変更ということなんですけど、
0:57:54	今事業者としてここ2、時間がかかっている理由をちょっと改めて、
0:58:00	説明をしていただけますか。
0:58:06	東北電力の木村でございます。
0:58:09	まず⑦番につきましてはですね固化材の変更のところなんですけど先ほどもご指摘いただいたかと思うんですがその適合性のところ、しっかり作り込まないといけないと。
0:58:19	いう認識で、少し時間かかっていると理解をさせていただきます。
0:58:23	⑤番、⑥番の、第3DCにつきましては衛藤。
0:58:29	藤。
0:58:30	先ほどの⑦番のような

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:32	大アノオオキなというよりはですねいろいろな記載等ですね、コメント、多くいただいておりますのでその辺を丁寧に直していくということで、
0:58:42	⑦番と同様のヒアリングとさせていただきます。
0:58:46	以上です。
0:58:48	はい。規制庁の天田です。それで
0:58:53	補正の前に、1月の
0:58:56	22の週にヒアリングを入れてここまでヒアリングは行ってるんですけども、
0:59:02	こっから補正までの間っていうのはあれですか。衛藤。
0:59:07	これだけ時間がかかるっていう、
0:59:10	ちょっと理由を、確認を。
0:59:12	したいんですけども、自治体との調整も含めてだと思んですけど、
0:59:19	はい東北の木村でございますと、今おっしゃる通りのことに加えて、やはり補正となりますと品質という観点でですね、しっかり確認をする時間、
0:59:29	等ございまして、1ヶ月程度の記載をさせていただきます。
0:59:36	規制庁野間です。わかりました。逆に言うと先ほどありましたように1月の
0:59:42	末にはもう補正ができるようなところまで持っていくと、そういう前提で作られているということですね。
0:59:53	東北電力の木村でございます。はい。2月下旬の補正逆算しましてそういう認識でございます。以上です。
1:00:01	規制庁の天田です。わかりました。あと最後、前回もちょっと確認したかもしれないんですけど
1:00:08	許可の、その処分の
1:00:12	何ていうんですか、希望希望時期ですか、今4月末になってますけどこれは、
1:00:17	ちょっと
1:00:19	いつまでがなんていうんですかね。
1:00:23	ぎりぎりのタイミングなのかとかいうものがあれば、ちょっと、
1:00:28	確認をさせていただきたいんですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:34	すいません東北電力の佐藤です当初、当社としては、設置許可、1年以内っていうところを考慮しておりましたので6月中にいただければ、許可替えられれば、
1:00:49	当初の希望通りの工程を進めることができると思ってますので、4月許可希望と書いてますが2ヶ月ぐらいの余裕を持った、今、前提で、
1:01:00	動きたいということでございます。
1:01:05	規制庁の天田です申請されてるってことはアノて、適合性が整ったってことでの申請だと理解してますので、6月まで余裕を持ってるから、
1:01:16	ゆっくりやればいいってことではないので、そこは迅速に速やかに対応していただきたいと我々もちょっと審査リソースをこれに投入していることあるので、
1:01:25	いうのと、さっき直接お答えなかったんですけども、
1:01:30	6月中を超えると、
1:01:33	ちょっと支障が出てくるような、そういうスケジュール感ということでしょうか。
1:01:38	はい。東北電力の佐藤です。はい。県設置許可としては6月までっていうのを目標としてございます。もちろん後段のて、処分手続きっていうところも、
1:01:51	多少の余裕を見ながらってことは考えてございますけど、そういう状況でございます。
1:01:58	規制庁の天田です。わかりました私から以上です。
1:02:04	はい規制庁オオツカです。他よろしいでしょうか。全体を通してでも構いません。
1:02:10	はい。広沢から何かありますでしょうか。大丈夫ですか。はい。
1:02:15	それではこれでヒアリングの方は終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。